# 軽種馬売買契約書

	欠の通りとする		力で見入い、と	518° C405;	売り渡すことに合意する。
馬名	性	毛色	生年月日	(品種)	血統
					父
					母
第2条 (売買代会					
	<sup>匠)</sup> 馘の馬(以下当	4核匪という)	た―仝		円
第3条 (支払い力		11X MJ C U · J /	内消費稅		<del></del>
		法は、次によ	るものとする。		
第1回			円也	(消費税込∂	y) 令和年月日
第2回			円也		⅓)令和 <u></u> 年月日
第3回			_円也	(消費税込∂	⅓)令和年月日
	り引渡し等)	- 5.11.17.45.年7	ᇬᆱᇠᅡᆂᅈᄔ		
- 1. 里は乙より4	・ 日白有改定い	-よりヨ核馬の	の引渡しを受け		
	の臼恙偽理な	フル禾玉する	担心 期間ける	亚比 在	日 ロ士でい
2、甲は当核馬の		乙に委託する	場合、期間は	平成 年	月日までとし、
2、甲は当核馬の 引渡しの場所	fは	乙に委託する	場合、期間は <sup>3</sup>	平成 年	月 日までとし、 とする。
2、甲は当核馬の 引渡しの場所 第5条 (引渡し時	fは f期の変更)				とする。
2、甲は当核馬( 引渡しの場所 第5条 (引渡し時 1、甲は前条の期	fは <u></u> f期の変更) l日に当核馬の	引取りができな	い時はその1週	間前迄に乙の	
2、甲は当核馬 引渡しの場所 第5条 (引渡し時 1、甲は前条の期 2、甲が第1項に 第4条2項の	所は 計期の変更) 日に当核馬の 定める手続き 朝日後、引取り	引取りができな をとることなく Jをなすまでの	い時はその1週 (引取り時期を行 )期間、別に定	間前迄に乙 <i>の</i> 従過したとき める契約飼	とする。
2、甲は当核馬 引渡しの場所 第5条 (引渡し時 1、甲は前条の期 2、甲が第1項に 第4条2項の 額並びに消	所は 持期の変更) けに当核馬の 定める手続き 朝日後、引取り 貴税を上乗せし	引取りができな をとることなく Jをなすまでの	い時はその1週 (引取り時期を1	間前迄に乙 <i>の</i> 従過したとき める契約飼	とする。 承諾を得るものとする。 は、甲は乙に対して
2、甲は当核馬の 引渡しの場所 第5条 (引渡し時 1、甲は前条の期 2、甲が第1項に 第4条2項の 額並びに消 第6条 (引渡し後	所は 持期の変更) 日に当核馬の 定める手続き 朝日後、引取り 貴税を上乗せし の責任)	引取りができな をとることなく Jをなすまで <i>0</i> した金額を支	い時はその1週 (引取り時期を行う期間、別に定 払うものとする。	間前迄に乙の 従過したとき める契約飼弱。	・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・
2、甲は当核馬 引渡しの場所 第5条 (引渡し時 1、甲は前条の期 2、甲が第1項に 第4条2項の 額並びに消 第6条 (引渡し後 1、乙は前条の	所は 計期の変更) けに当核馬の 定める手続き 朝日後、引取り 貴税を上乗せし で責任) 指定場所に於り	引取りができなをとることなく をとることなく りをなすまでの した金額を支	にい時はその1週 (引取り時期を行う期間、別に定 払うものとする。	間前迄に乙の 従過したとき める契約飼 。 受けた後に引	・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・
2、甲は当核馬( 引渡しの場所 第5条 (引渡し時 1、甲は前条の期 2、甲が第1項に 第4条2項の 額並びに消引 第6条 (引渡し後 1、乙は事故に 後に事故に	所は 計期の変更) けに当核馬の 定める手続き 期日後、引取り 費税を上乗せし で場所に於り との傷害を被り	引取りができな をとることなく りをなすまでの した金額を支 いて引取り責 いて引取り責	にい時はその1週 (引取り時期を行う期間、別に定 払うものとする。	間前迄に乙の 従過したとき める契約飼 。 受けた後に引	・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・
2、甲は当核馬(月間) 1 日 1 日 2 日 2 日 3 日 3 日 3 日 5 日 5 日 5 日 5 日 5 日 5 日 5	Fは JHの変更) JHに当核馬の 定める手続き 明日後、引取り 費税を上乗せし でも 大田でも 大田できない できない	引取りができなをとることなく をとることなく りをなすまでの した金額を支 いて引取り責 それが原因で	にい時はその1週 (引取り時期を行う期間、別に定 払うものとする。	間前迄に乙の 従過したとき める契約飼 。 受けた後に引	・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・
2、甲は当核馬信用 1 に 当核馬信用 1 に 引渡しの場合 1 に 前条の 1 に 前条の 2 に 前条の 4 条 2 項の 4 第 4 条 2 項の 4 第 4 条 2 に 1 に 1 に 1 後 に 1 に 1 を 1 に 1 を 1 に 1 に 1 に 1 を 1 に 1 を 1 に 1 に	所は 計期の変更) けに当核馬の 定める手続き 期日後、引取り 情でを上り にと場害を任り にとはできない 理及び飼養費)	引取りができなをとることなく をとることなく りをなすまでの した金額を支 いて引取り責 それが原因で	はい時はその1週 (引取り時期を行う期間、別に定 払うものとする。 任者の検査をき で競走能力に、	間前迄に乙の 従過したとき める契約飼え 。 受けた後に弓 影響生じるも	上する。
2、甲は当核馬信用 1 に 当核馬信用 1 に 引渡しの場に 1 に 前条の 1 に 前条の 1 に 前条の 2 に 第4条2 で は 前条の 2 に 前条の 2 に 1 に 後 2 に に 前手 負 を 2 に に 飼 を 5 7条 こ は 第4条の 1 に 2 に 1 に 1 に 1 に 1 に 1 に 1 に 1 に 1 に	所は 計期の変更) 計日に当核馬の にとめる手続取り ま日後、引取せ をとは、 では場害を任か にとはで飼いでが ととはでが でしながった。 ではながった。 では、 では、 では、 では、 では、 では、 では、 では、 では、 では、	引取りができなをとることなく をとることなく りをなすまでの した金額を支 いて引取り責 それが原因で 。	にい時はその1週 (引取り時期を行う期間、別に定 払うものとする。 任者の検査をき で競走能力に、 馬を善良なる師	間前迄にこの従過したときめる契約飼物。 受けた後に弓影響生じるも	上する。
2、明は当体を表現のは当体を表現では、1、1のでは、1、1	所は 計期の変更) 計日に当核馬の にとめる手続取り ま日後、引取せ をとは、 では場害を任か にとはで飼いでが ととはでが でしながった。 ではながった。 では、 では、 では、 では、 では、 では、 では、 では、 では、 では、	引取りができなをとることなくりをなすまでのした金額を支いて引取り責いて引取り責いでいまでしまるまで当核にあるまで当核にあるまで、	にい時はその1週 (引取り時期を行う期間、別に定 払うものとする。 任者の検査をき で競走能力に、 馬を善良なる師	間前迄にこの従過したときめる契約飼物。 受けた後に弓影響生じるも	上する。
2、明は 1 2 2 2 3 2 3 3 3 3 3 3 3 3 3 3 3 3 3 3	所は 一 東 東 東 東 東 の で の の も の も の も の も の も の も に を の に を の に を の に を の に を の に を の に の は の に の に の に の に の は の に の は の に の は の に の は の に の の に の の に の の に の の に 。 に の に 。 に の に 。 。 に 。 。 に 。 に 。 に 。 に 。 に 。 に 。 に 。 に 。 に 。 に 。 に 。 に 。 に 。 に 。 に 。 に 。 に 。 に 。 。 。 。	引取りができなくりをとるこまでのりた金す額取りができないた金す額取りした。 いてれができないでいてれができないでは、 でもこれででいる。 は高議とすりはいる。 は高議とはいる。 はいるはいないできない。 はいるはいないできない。 はいるはいないできない。	にい時はその1週を行う期間、別間で見います。 は、可取り時別に定る。 は、力をする。 は、力をする。 は、力をする。 は、力をできる。 は、力をできる。 は、力にできる。 は、も、も、も、も、も、も、も、も、も、も、も、も、も、も、も、も、も、も、も	間前迄に乙の 従過したとき める契約飼 。 受けた後に引 影響生じるも 引養管理を行 は乙に支払・ に係る処理は	をする。  ②承諾を得るものとする。 は、甲は乙に対して を費の %増の  「渡しをする。 引取り いまでの損害の補填を  うものとする。 尚、治療 第8条に従うものとする。
2、 第 1 2 2 3 3 4 3 4 3 3 4 3 3 4 3 3 4 3 5 5 8 1 2 7 5 7 5 7 7 7 7 7 7 7 7 7 7 7 7 7 7 7	所は 一変を 一変を 一変を 一変を 一変を 一変を 一変を 一変を	引取りができなくりをとるこまでのりた金す額取りができないた金す額取りした。 いてれができないでいてれができないでは、 でもこれででいる。 は高議とすりはいる。 は高議とはいる。 はいるはいないできない。 はいるはいないできない。 はいるはいないできない。	にい時はその1週では、 で期間、別に定ない。 は、可能のとする。 は、可能のとする。 は、可能のは、 は、では、 は、では、 は、では、 は、 は、 は、 は、 は、 は、 は、 は、 は、 は、 は、 は、 は	間前迄に乙の 従過したとき める契約飼 。 受けた後に引 影響生じるも 引養管理を行 は乙に支払・ に係る処理は	とする。  ②承諾を得るものとする。 は、甲は乙に対して を費の %増の  「渡しをする。 引取り い中はその損害の補填を うものとする。  うものとする。尚、治療
2、明は 1 2 2 2 3 2 3 3 3 3 3 3 3 3 3 3 3 3 3 3	所は 一 で に 明日にめる後、上 で の 当る後、上任所書で飼がは の の は の は の は の は の は の は の の の の の の の の の の の の の	引取りができなくりをとるこまでのりた金す額取りができないた金す額取りした。 いてれができないでいてれができないでは、 でもこれででいる。 は高議とすりはいる。 は高議とはいる。 はいるはいないできない。 はいるはいないできない。 はいるはいないできない。	にい時はその1週を行う期間、別間で見います。 は、可取り時別に定る。 は、力をする。 は、力をする。 は、力をする。 は、力をできる。 は、力をできる。 は、力にできる。 は、も、も、も、も、も、も、も、も、も、も、も、も、も、も、も、も、も、も、も	間前迄に乙の 従過したとき める契約飼 。 受けた後に引 影響生じるも 引養管理を行 は乙に支払・ に係る処理は	をする。  ②承諾を得るものとする。 は、甲は乙に対して を費の %増の  「渡しをする。 引取り い中はその損害の補填を  うものとする。  うものとする。尚、治療 第8条に従うものとする。
2、 第 1 2 2 3 3 4 3 4 3 3 4 3 3 4 3 3 4 3 5 5 8 1 2 7 5 7 5 7 7 7 7 7 7 7 7 7 7 7 7 7 7 7	「は」のできれば、 一で、 一で、 一で、 一で、 で、 一で、 は、 で、 は、 は、 で、 は、 は、 は、 は、 は、 は、 は、 は、 は、 は	引取りができなくりをとるこまでのりた金す額取りができないた金す額取りした。 いてれができないでいてれができないでは、 でもこれででいる。 は高議とすりはいる。 は高議とはいる。 はいるはいないできない。 はいるはいないできない。 はいるはいないできない。	にい時はその1週を行う期間、別間で見います。 は、可取り時別に定る。 は、力をする。 は、力をする。 は、力をする。 は、力をできる。 は、力をできる。 は、力にできる。 は、も、も、も、も、も、も、も、も、も、も、も、も、も、も、も、も、も、も、も	間前迄に乙の 従過したとき める契約飼 。 受けた後に引 影響生じるも 引養管理を行 は乙に支払・ に係る処理は	をする。  ②承諾を得るものとする。 は、甲は乙に対して を費の %増の  「渡しをする。 引取り い中はその損害の補填を  うものとする。  うものとする。尚、治療 第8条に従うものとする。
2、 第 第 第 第 第 1 2、 第 1 2、 第 1 2、 第 2、 3、 3、 4、 5、 第 2、 3、 3、 4、 5、 9 3 4、 5、 9 3 4、 5、 9 3 4、 5、 9 3 4、 5、 9 3 4、 5、 9 3 4、 6 5、 9 3 4、 6 5、 9 3 4、 6 5、 9 3 4、 6 5、 9 3 4、 6 5、 9 3 4、 6 5、 9 3 4、 6 5、 6 1 5 5 6 6 1 5 6 6 6 1 5 6 6 6 1 5 6 6 6 1 5 6 6 6 1 5 6 6 6 6	所は 一 が が に が に が は に が は に が は に が は に が は に が は に が は に が は に が は に の り に の の で の の が は に の が は に の が は に に の が は に に に が は に に に が は に に に が は に に に が は に に に が は に に に に が は に に に が は に に に が は に に に に が は に に に が は に に に に が は に に に が は に に に に に に に に に に に に に	引取りができなくりをとるするでとなるす額取りができないとなるする。 いてれが でとなる 引取原 当定 のよる 間とする 間とり を は と は と は と は と は と は と は と は と は と は	にい時はその1週を1 2月取り時間、別にで期間、別とするのとするの検査では、 任者を制定では、 年でには、 年でには、 までには、 までには、 までには、 までには、 までには、 までには、 までには、 までには、 までには、 までには、 までに、 までに、 までに、 までに、 までに、 までに、 までに、 までに	間前迄に乙の 従過したとき める契約飼 。 受けた後に弓 影響生じるも 「養管理を行 は乙に支払・ に係る処理は に令和	をする。  ②承諾を得るものとする。 は、甲は乙に対して を費の %増の  「)譲しをする。 引取り ら甲はその損害の補填を うものとする。 うものとする。 尚、治療 第8条に従うものとする。
2、 第 第 第 第 第 第 第 第 第 第 1 2、 第 1 2、 第 1 2、 3、 3、 4、 5、 6、 第 1 2、 3、 3、 4、 5、 6、 第 1 2、 3、 3、 4、 5、 6、 6、 8 1 2、 8 1 3、 8	「は」のできい。 は、 の当なでは、 で当るでは、 で当るでは、 で当るでは、 で当るでは、 では、 では、 では、 では、 では、 では、 では、	引取りができなく りをとなるする したなす額取原 いてれがでとなる まのよう まのよう は は は は は は は は は は は は は	にい時はその1週を行う期間、別とするとするを対した。 に引取り時間に別とするのとするのを含む。 任者走にないない。 にで競を書に、まる。 にでは、まる。 にでは、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、	間前迄に乙の 従過したとき める契約飼 。 受けた後に弓 影響生じるも 「養管理を行 は乙に支払・ に係る処理は に令和	をする。  ②承諾を得るものとする。 は、甲は乙に対して を費の %増の  「渡しをする。 引取り い中はその損害の補填を  うものとする。  うものとする。尚、治療 第8条に従うものとする。
2、 第 第 第 第 第 第 第 第 第 第 1 2、 第 1 2、 第 1 2、 3、 3、 4、 5、 6、 第 1 2、 3、 3、 4、 5、 6、 第 1 2、 3、 3、 4、 5、 6、 6、 8 1 2、 8 1 3、 8	所は 一般 一般 一般 一般 一般 一般 一般 一般 一般 一般	引取りができなく りをとなるする したなす額取原 いてれがでとなる まのよう まのよう は は は は は は は は は は は は は	にい時はその1週を行う期間、別とするとするを対した。 に引取り時間に別とするのとするのを含む。 任者走にないない。 にで競を書に、まる。 にでは、まる。 にでは、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、	間前迄に乙の 従過したとき める契約飼 。 受けた後に弓 影響生じるも 「養管理を行 は乙に支払・ に係る処理は に令和	をする。  ②承諾を得るものとする。 は、甲は乙に対して を費の %増の  「)譲しをする。 引取り ら甲はその損害の補填を うものとする。 うものとする。 尚、治療 第8条に従うものとする。

# 第8条(事故等報告)

- 1、乙は当核馬を引渡し迄の間善良な管理を行い疾病(含む法定伝染病)事故等(悪癖を含む)が生じた場合には、直ちに甲に報告し獣医師の診断書の必要あるものは添付するものとする。
- 2. 乙は事故、疾病及び悪癖がその責に帰する事由により発生した場合以外はその責を負わない。

# 第9条(瑕疵担保責任)

甲は本売買契約締結の際、当核馬に関して発見できなかった瑕疵(この瑕疵は月盲、 白内障、黒内障、緑内障の何れかの疾病又はさく癖に限られる。)があることを第7条4項の 期日内に発見したときには、両者良識をもって協議決定する。

#### 第10条(契約の解除)

- 1、乙は甲に対し下記事由が生じたときは何ら催告を要せず直ちに本契約を解除することができる。
- 2、甲が売買代金を第3条の期日までに支払わなかったとき。
- 3、甲が第5条2項の手続きをとることなく第4条に定める引取りをなさなかったとき。
- 4、その他甲が本契約に違反したとき。

月

Н

# 第11条(保険加入)

1、軽種馬の事故による損害を補償するため、育成馬保険に加入するものとする。その保険掛け金は甲が負担するものとする、

# 第12条(管轄裁判所)

年

1、甲、乙は本軽種馬売買契約に関しての紛争が発生した時には、札幌地方裁判所を 管轄裁判所とすることに予め合意する。

#### 第13条(権利の譲渡禁止)

1、甲は本売買契約により発生した権利を当契約解除以前は第三者に譲渡してはならない。 第14条(契約条項外の協議)

本契約に定めない事項についてはその都度甲、乙協議の上円満に処理するものとする。

Ħ	F	買主	住所
			氏名
Z	2	売主	住所
			氏名
	7	ī会人	住所
			氏名